

(3) 一般複合容器に関する規則の 見直し等について

一般複合容器に関する規則の見直しの方向性

- 大臣特認の取得によって、容器保安規則等に定める再検査等の周期よりも長い周期での使用が認められているケースが複数出てきているところ。
 - ①再検査期間【3年 → 5年】

一般複合容器の再検査期間は、容器保安規則により3年と定められているが、液化石油ガス用、医療用酸素用のもので5年とするケース。
 - ②充填可能期限【15年 → 20年】

液化石油ガス用の一般複合容器は、液化石油ガス保安規則により、充填可能期限等が15年とされているが、20年まで充填可能とするケース。
- 今後、特認の実績、安全性に関するデータ、業界の意向、諸外国の規制等について確認を行い、**液化石油ガス用、医療用酸素用の一般複合容器の再検査期間、充填可能期間の延長の是非について議論を開始**する。
- なお、**特認の一般ルール化については、安全上のデータ等が示される場合には、知見者の見解を踏まえつつ、行政が安全上問題ないと判断するものについては速やかに一般ルール化する可能性を検討するものとし、安全上問題ないと考えられる範囲で一般ルールに技術進展の要素を積極的に取り込んでいくこととする。**



(左) 鋼製の溶接容器 (8kg型容器、容器だけの質量は9.6kg)、(中) 複合容器 (7.5kg型容器、容器だけの質量は4.4kg)、(右) LPガス用複合容器 (7.5kg型容器) の断面
(写真提供：中国工業株式会社)

刻印等の方式に関する見直しの方向性

- 大臣特認の取得により、容器保安規則により定める標章の掲示の方式によらない方法での標章の掲示が認められるケースが複数出てきているところ。

①超低温容器

薄板に打刻したものをはんだ付け等する方式を、アルミニウム箔へ打刻又は印字し、貼り付ける方式とする。

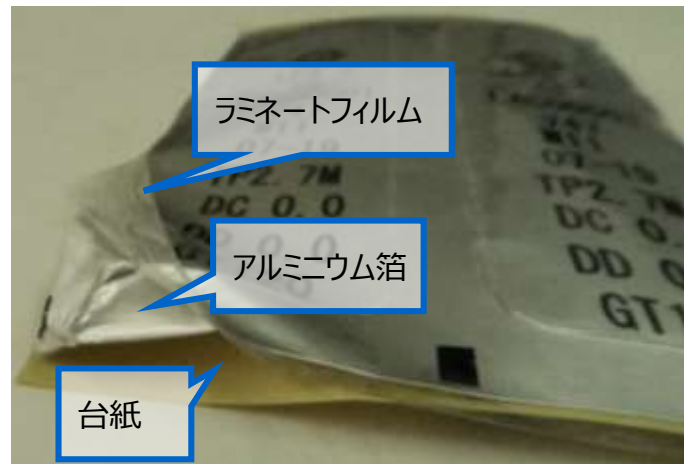
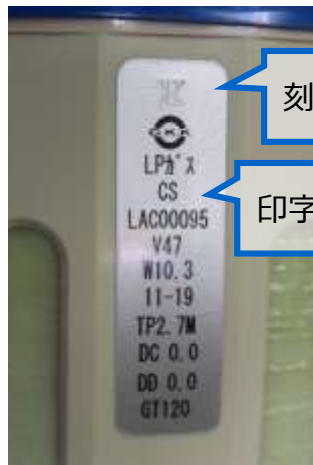
②金属ライナー製一般複合容器

票紙をフーラップ層に巻き込む方式（一部事項はアルミニウム箔に打刻したものの貼付け可）を、アルミニウム箔へ打刻し、貼り付ける方式とする。

③液化石油ガス用一般複合容器

アルミニウム箔に打刻したものを貼付ける方式を、アルミニウム箔へ打刻又は印字し、貼り付ける方式とする。

- これらの実績を踏まえ、適切な刻印等の方法を広く認めることが有益であることから、**検査実施者の符号はアルミニウム箔への刻印、その他の事項はアルミニウム箔に刻印又は印字とすることが**できるよう、所要の見直しを行う。また、印字の方法等については、その具体的な内容を通達等において明確化することを検討する。



(左) アルミニウム箔に刻印等された標章のケースへの貼付の様子
(中) アルミニウム箔への刻印と印字
(右) アルミニウム箔へのラミネートフィルムの貼付の様子
(写真提供：中国工業株式会社)

その他、関連する事項の見直しの方向性

- 液化石油ガス用の一般複合容器については、内容積の標章をするに当たり、その値を、個々の容器の実測値ではなく代表値とすることなど、液化石油ガスを充填する溶接容器と同等の取扱とできることを通達等により明確化する。
- 液化石油ガス容器を充填する容器については、容器の色に対して鮮明な色（黒色及び赤色を除く。）により氏名等の表示をすることとしていたが、一般複合容器においては、デザインに一定程度の自由度が与えられることなどを理由に、黒色も使用可能であることを通達等により明確化する。